

「家族を信じて託すことが大切です」

家族信託 サービス

【障がい者信託】編

例えば

- 父が祖父からアパートを相続した
- 子どもは、長男一人（障がいあり）
- このままいくと資産と長男の生活はどうなるのか？



長男へ資産を継承できるが、**後見制度**だけで安心して生活できるのか？

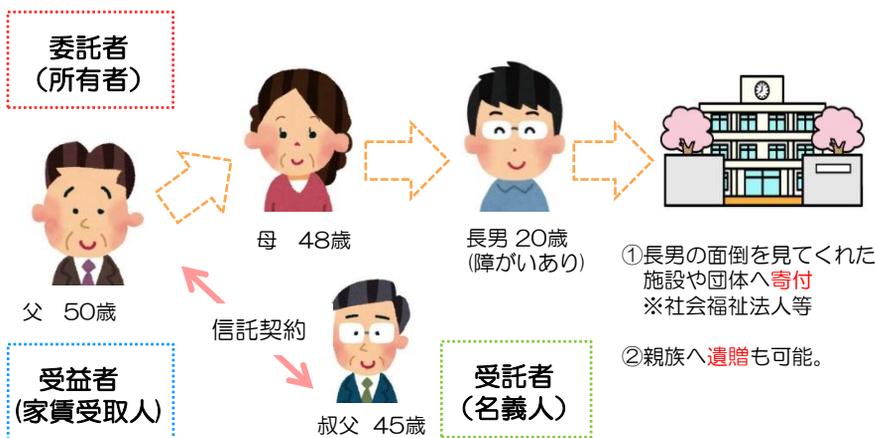
家族信託なら

そんなとき家族信託で
資産を信託しておく...



生活の安定と資産継承を

親の代で決めることができます！



サービス費用

200,000円

(公証役場費用・登記料・消費税は別途)



クレジットカードがご利用いただけます。

お問い合わせ先

TEL.048-477-2007

営業部 加藤まで
相続診断士・宅地建物取引士

明治5年
創業



増木工業株式会社

Panasonic Builders Group | パナソニックビルダースグループ
TEL.048-477-2007 FAX.048-477-1167
〒352-0011 埼玉県新座市野火止三丁目10番7号
建設業許可 国土交通大臣(特-27)第23888号 宅地建物取引業免許 国土交通大臣(2)第8122号
一級建築士事務所登録(埼玉県知事登録(1)第11190号 東京都知事登録第57037号)

詳しくは | 増木 www.masuki.net/ 検索

